

令和8年度いさはや地域振興商品券事業に係る商店街等消費拡大事業補助規程

(目的)

第1条 いさはや地域振興商品券事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が発行するプレミアム付商品券「いさはや地域振興商品券」(以下、「商品券」という。)の販売にあわせて、商工会議所、商工会、商店街協同組合、同業組合等が行う消費拡大促進事業を支援することにより、諫早市内の消費を喚起し地域経済の活性化を図る。

(補助対象者)

第2条 諫早市内の商工会議所、商工会、商店街協同組合、地域の商店会等の商業組織、同業組合による共同販促組織(以下、「組織」という。)で、補助対象事業に5事業所以上が参加し且つ参加事業所の内2分の1以上が商品券使用可能店舗であること。

ただし、同一事業所の本支店による販売促進事業は対象としない。

(実施期間)

第3条 令和8年7月16日から令和8年10月31日までとする。

(対象事業)

第4条 商品券の発行に伴う、組織が独自に取り組む共同販売促進事業(以下、「販促事業」という。)とする。

(補助額)

第5条 補助対象経費の5分の4以内の額で最大50万円までとする。ただし、補助の総額は、予算額を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 販促事業のためのチラシ印刷費、折込料、謝金、会場費、レンタル料等の販促宣伝費及び販促イベント費とする。ただし、賞品代、景品代、プレミアム費用は対象外とする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を実行委員会に提出しなければならない。なお、申請の受付は予算の範囲内で行い、予算がなくなり次第終了するものとする。

- (1) 申請書兼事業計画書(様式第1号)
- (2) その他実行委員会が必要と認める書類

(審査)

第8条 販促事業の審査は実行委員会幹事会で行う。

ただし、委員全員の書面による合意があったときは、幹事会の決議があったものとみなす。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了した日から30日以内に次に掲げる書類を添えて実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) その他実行委員会が必要と認める書類

(補助金交付)

第10条 補助金の交付は、実績報告書を精査の上、指定の口座に振り込む、精算払いの方法によるものとする。